

令和8年度 国・都の施策及び予算に関する要望事項（特別区長会独自要望）について

1 取りまとめ方針（令和6年10月25日 特別区企画・財政担当部長会了承）

- (1) 全国的な共通課題については、全国市長会を通じて国に要望する。
- (2) 都区制度に起因するような特別区共通かつ大都市特有の行政課題については、特別区長会独自要望として国又は都に要望する。
- (3) 次に掲げる事項は、要望事項から除外する。
 - ア 都区財政調整に関する事項
 - イ 特定の区の特殊事情に関する事項
 - ウ 特別区の自主的行財政運営に委ねられている事項
- (4) 都への要望のうち、都教育委員会の所管事項については、特別区教育長会要望として整理するため除外する。
- (5) 継続要望を提出する場合は、措置状況を必ず調査し、未だ改善等の措置が図られていない事項に要望を特化する。
- (6) 国庫補助事業に関しては、単なる補助金の増額や補助率の引上げを求める内容は避け、特別区の実態を踏まえ真に必要な支援等について具体的に要望する。
- (7) 各区提出数は、全国市長会要望は3事項以内（※）、区長会独自要望（国・都）は5事項以内とする。（※）今年度から5事業以内から3事業以内へ変更。
- (8) 選定基準
 - ア 政策提案型：制度の軽微な拡充強化を求めるようなものではなく、制度・施策の創設や改善などを提案・要求するような事項
 - イ 重 要 性：区において重点的に取り扱われている事項や、政府・国会や都・都議会で重点的に取り扱われている事項の中で、特に優先度の高い事項
 - ウ 実現可能性：実現する可能性のある事項（要望を重ねても、国や都が検討する見込みのないものは除外する。）
 - エ 具 体 性：スローガンのような具体的に欠ける要望ではなく、各区において、実際に問題ないしは課題となっている事項
 - オ 緊 急 性：長期的な懸案事項ではなく、各区が当面している懸案事項

2 要望事項

- (1) 国に対する要望
別紙1「国の施策及び予算に関する要望事項」のとおり
- (2) 都に対する要望
別紙2「都の施策及び予算に関する要望事項」のとおり

3 スケジュール

- 令和7年2月中旬 特別区長会事務局へ要望事項の提出
令和7年6月 特別区長会総会で要望事項の決定
7月以降 国・都への要望活動の実施

【国の施策及び予算に関する要望事項】

各部から提出された 5 項目を、特別区長会事務局へ提出する。

(四角囲みのもの、No. は優先順位)

No.	件名	概要	所管	【参考】 令和 5 年度 (令和 7 年度要望) ※印は本区から区長会 事務局へ提出した事項
1	児童相談所及び一時 保護所に対する支援 体制の強化について	各特別区の児童相談所設置に向けて、 人材の確保育成の支援と必要な財源 措置を行うこと。	子ども家庭部	※児童相談所運営に 係る支援について (子ども家庭部)
2	ふるさと納税制度の 見直しについて	寄附本来の趣旨と住民税の受益と負 担の関係に即した制度となるよう、廃止 を含めた抜本的な見直しをすること。 また、税源の偏在是正措置は、住民税 の税額控除の利用ではなく、全体の地 方税財源の拡充等により実施するこ と。 本来、国が負担すべき控除や制度によ る事務負担を補填すること。	総務部	※学童クラブ事業へ の財政支援の拡充に ついて (教育推進部)
3	予防接種について	自治体の財政基盤や個人の経済状況 による格差が生じることのないよう、予 防接種法で定める定期予防接種に係 る必要な経費を、地方交付税措置では なく、全額国庫負担とすること。	保健衛生部	※障害者福祉施策に ついて (福祉部・保健衛生 部)
4	学校給食の無償化に ついて	物価高騰が生活へ多大な影響を及ぼ す中、学齢期の子どもがいる世帯の経 済的負担を軽減し、より一層子育て世 帯への支援を推進するため、学校給食 の無償化については、公立・私立の分 け隔てなく国の責任において実施し、 財政措置を行うこと。	教育推進部	※ふるさと納税制度 の見直しについて (総務部)
5	子ども・子育て支援施 設整備交付金におけ る交付対象の拡充に ついて	子ども・子育て支援施設整備交付金に おける交付対象を、自己所有の施設の 整備に限定せず、賃借権などの権原に 基づく施設の整備についても拡大する こと。	子ども家庭部	※予防接種について (保健衛生部)
6				学校給食の無償化に ついて (教育推進部)

【都の施策及び予算に関する要望事項】

各部から提出された5項目を、特別区長会事務局へ提出する。

(四角囲みのもの、No.は優先順位)

No.	件名	概要	所管	【参考】 令和5年度 (令和7年度要望) ※印は本区から区長会事務局へ提出した事項
1	児童相談所及び一時保護所に対する支援体制の強化について	各特別区の児童相談所設置に向けて、人材の確保育成の支援と必要な財源措置を行うこと。	子ども家庭部	※児童相談所運営に係る支援について (子ども家庭部)
2	介護事業所の安定的な運営への支援について	介護事業所の安定的な運営への支援のため、都心区ならではの事情を考慮し、都による土地、家賃等の支援を行うこと。	福祉部	※私立認可保育園等に対するより安定的な運営に資する支援策の実施について (子ども家庭部)
3	私立認可保育園等に対するより安定的な運営に資する支援策の実施について	令和8年度以降も、東京都保育従事職員宿舎借り上げ支援事業を引き続き実施すること。 また、私立認可保育園等に対する職員の加配を促進するため、区独自の補助事業を行うにあたり、都においても財政的支援を行うこと。	子ども家庭部	※医療的ケア児(者)等受入施設に対する支援の充実 (福祉部)
4	医療的ケア児を受け入れている私立認可保育園等に対する支援体制の強化について	医療的ケア児保育支援事業を安定的に実施していくため、実施メニューの看護師及び保育士の人件費について、地域の実態を踏まえ、支援を充実すること。	子ども家庭部	※配偶者暴力防止への支援体制強化について (総務部)

No.	件名	概要	所管	【参考】 令和5年度 (令和7年度要望) ※印は本区から区長会 事務局へ提出した事項
5	配偶者暴力防止への 支援体制強化について	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者支援として、区レベルでは補えない広域的な被害者支援体制の継続と、国籍や、年齢(同伴児童を含む)に対応したシェルターや、就業・就学支援のための施設を整備すること。 ・多くの被害者が女性であるが、男性、SOGI(性自認、性的指向)に係る相談は増加傾向にあり、安全な被害者保護施設と相談体制を整備すること。 ・再犯防止のため、加害者に対する更生プログラムを早期に導入すること。 ・子どもを連れた被害者が児童手当や各種給付金を受給しやすくなるよう、収入や健康保険の扶養者の要件の緩和について、国に対して要望を行うこと。 ・被害者に対してカウンセリング費用の助成等、ケアに関する支援を整備すること。 	総務部	<p>※学童クラブ事業への財政支援の拡充 (教育推進部)</p>